

所掌事項

宮古市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第8条の規定により、地域包括支援センターの設置の承認並びに地域包括支援センターの設置及び運営に関し必要な事項について調査審議する。

設置根拠

宮古市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

設置年月日

H18. 2. 10

委員定数

15人以内

委員任期

3年

現任委員発令日

R3. 4. 1

現任委員任期満了日

R6. 3. 31

担当課

保健福祉部介護保険課

TEL : 0193-62-2111 内線 1422

FAX : 0193-62-7422

E-mail : kaigo@city.miyako.iwate.jp

備考